

1 目的

この基準は、ちはら台乙月自治会（以下「本会」という。）がちはら台東4丁目および東9丁目の出入り口周辺に設置するメモリ型（外部接続せず単独で記録）の防犯カメラについて、犯罪の抑止及び防止を図ることと並行して、当該カメラの対象となる者のプライバシーの保護を図るため、その設置または運用について定める。

2 定義

(1) 防犯カメラ

犯罪の抑止及び防止を目的として、公共の施設等に固定して設置する撮影装置であって、撮影した画像を表示し、または記録する機能を有するものをいう。

(2) 防犯カメラの管理運用

防犯カメラによる撮影を行い、撮影された画像を記録、保管、再生、複製、印刷、外部提供および消去を行うことをいう。

3 設置場所

(1) 防犯カメラは、本会管内に別図のとおり設置する。

(2) 録画機材は、防犯カメラと同位置に設置する。

(3) 防犯カメラの撮影範囲は、この基準に照らして最適な範囲とするよう調整する。

(4) 設置場所及び台数に変更が発生した場合は、本会会員に報告する。

(5) 設置場所には、「防犯カメラ作動中」の看板を設けて本会が管理していることを明示する。

4 設置者等

(1) カメラの設置者は本会とする。

(2) 管理責任者は本会会長とし、取扱者は本会役員とする。

5 カメラシステムの管理方法

(1) 管理責任者は、本会所有の防犯カメラの管理運用がこの基準に則して常に適正に行われるよう、防犯カメラに関する事務を統括する。

(2) 取扱者は、管理責任者の監督の下に、当該防犯カメラの管理運用に関する事務を行う。

(3) 管理責任者及び取扱者は、録画装置等を操作できるほか、必要な場合においては画像を見ることができる。

(4) 設置するカメラについては、落下防止等の安全処置を講じる。

6 管理責任者及び取扱者の秘密保持義務

管理責任者及び取扱者は、画像から知り得た情報をみだりに他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 画像データの保管と廃棄

- (1) 防犯カメラから取得した画像データは、録画装置のSDカードに自動的に記録される。
- (2) SDカードに記録された画像データは、通常9日程度で上書きされる。
- (3) 管理責任者は、画像を撮影時の原状により保管し、編集又は加工してはならない。
- (4) 画像はこれを複製し、又は印刷してはならない。ただし、管理責任者が特に必要と認める場合には、この限りではない。
- (5) 管理責任者は、管理する画像及び記録媒体について、流失、漏えい、盗難、紛失その他の事故が生じないようにしなければならない。

8 画像データの開示

- (1) 画像データの開示の理由は、犯罪捜査及び公序良俗の確保に限定する。
- (2) 画像データの開示は、以下の場合に限定する。なお開示を伴わない問合せについても同様とする。
 - 1) 裁判所・警察署・監督官庁等から法令に基づく文書により正式要請があるとき。
 - 2) 画像から識別される個人から理由を付し文書により提供を求められ、その画像から識別できる他の個人の文書による同意があるとき。
 - 3) 住民の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないとき。

9 記録等

- (1) カメラ装置等の保守・更新等を行い、実施者・実施内容及び結果を記録する。
- (2) 画像データの開示請求があった場合には、開示日・目的・申請者・開示の可否・決定の過程・開示した画像の範囲などを書面により記録する。
- (3) (1)及び(2)により記録した書面等は、作成後5年間保存する。

10 苦情処理

管理責任者はカメラの設置・運用にあたり、ちはら台地区住民等から苦情が寄せられた場合には、遅滞なく適切に処理する。

11 その他

この基準に記載されていない事項については、本会役員会の決定に基づき取り扱う。

防犯カメラ設置場所

